

## (8) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
名称	名称
調査審議する事項	調査審議する事項
略	略

子育て王国と り会議	略
	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項 略
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教職員育成協議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する事項
略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項
略	

子育て王国と り会議	略
	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項 略
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教職員育成協議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する事項
略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定する事項
略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。